

No. 147

# 全 仏

6/44.

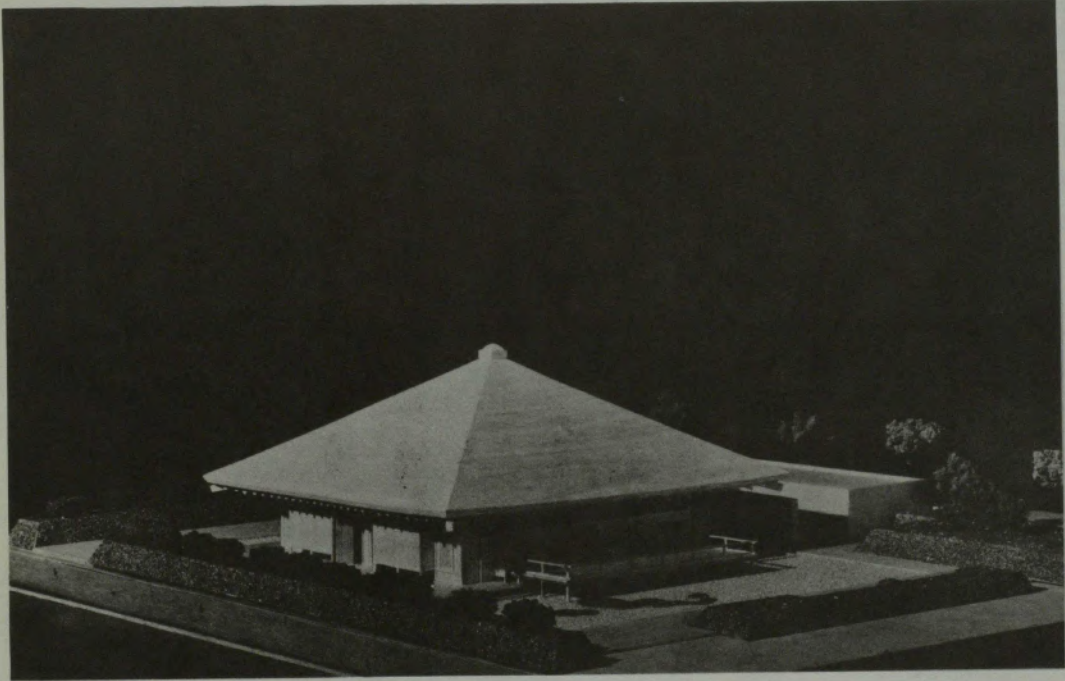


写真 万国博覧会施設参加「法輪閣」

# 日本万国博覧会



## 法輪閣 (無料休憩所)

### 施設参加

#### 計画書

出入の便宜と風通しを計ります。中央の須弥壇には、聖徳太子の救世観音の石膏像を据え、生け花額および軸物などで壁面を飾ります。外界より隔離された室内は、静寂にして明かるからず暗からず、おる人には禅堂のおもかげをほうふつさせるでしょう。広大な会場の一隅にあるこの法輪閣を訪れる人はその静かなたたずまいの中に、心の和らぎを覚え未来への英知を養う事が出来るでしょう。

用地 位置 モノレール西口駅 南側の緑地帯

用地面積 二、〇二四、〇 m<sup>2</sup>

建築面積 三六一、〇 m<sup>2</sup>

庭面積 九二〇、五 m<sup>2</sup>

建物 床面積 二一七、〇八 m<sup>2</sup>

構造 木造平屋建 方形造

床 高 〇、一五〇 m

軒 高 四、二〇〇 m

棟 高 九、三〇〇 m

外部仕上 床 花崗石乱貼り 一部砂利敷き

犬走り 平瓦敷き 外壁プラスチック塗り

開口部 木製ガラリ木製建具 屋根

三星シングル葺き

内部仕上 床 シックイ土間 一部平瓦敷き

和室部 タタミ 巾木 木製 H11一八

〇 花崗石挽材 H11六〇 腰壁 プラ

スター 和室部 プラスター下地ジュラ

クサテン吹付け 天井 扇樺木 野地板

#### 建設趣意

世界の仏教 今や、世界は一つであります。世界は一つの思想を求めています。世界の国々の人々が、仲よく平和と繁栄を享受出来るような思想を求めています。仏教はその思想の根底になり得るものであります。仏教はあらゆる時代を通じて国境を超越し、すべての民族に共通な世界最高の教えであります。七世紀初頭に聖徳太子が、「いずれの世、いずれの人かこの法を尊ばざる」と言われたゆえんであります。

今般、全日本仏教協会が、法輪閣(無料休憩所)を建設し、万国博に施設参加することになりました。これは仏教が世界の中の仏教であることを現実に示すものであります。心の和らぎ

法輪閣は、基準高(レベル)より一段低い石庭(サンクガーデン)を基壇とし、これを強調する勾配屋根は方形造が採用されました。方形の平面(プラン)は、東・西・南の三面に出入口を設け

いよいよ来年三月よりアジアで最初の万国博覧会が大阪府千里ニュータウンで開催される。この世記の万国博に全日本仏教会では、仏教各宗派・都道府県仏教会・各種仏教団体が丸となりそれに参加し、その一角に心の憩い場所として無料休憩施設「法輪閣」を建設することになった。法輪閣の施設内容等は次の通り。

#### 法輪閣の建築概要

(建築様式) 庭園を中心に純日本式木造建築で当会場唯一の優雅なもの。

(面 積) 庭園を含む一六五〇 m<sup>2</sup>

(建物面積) 三三〇 m<sup>2</sup>

(総 工 費) 会期中の運営費を含む。約三千五百万円。

#### 施設の内容

中心に仏像を安置し、周囲に生花や写真をかざり、茶室を設けてお茶の接待などを行う。

また、庭園などをしつらえ、心の憩いの場所とする他美しい仏教音楽を流し、仏教的ムードを盛り上げる。

会場と会期 大阪府千里ニュータウン。法輪閣は

当会場西ゲート入口。昭和四十五年三月十五日から九月十三日。

化粧張 和室部 杉板ベニヤ板仕上げ

装飾 中央の須弥壇に、聖徳太子・救世観音像を飾り 壁面を数点の生け花・額・軸物で飾る。

正面壁図

四天王寺山内住職坂本哲師作による壁画を飾る。

収容人数

約二〇〇名

接待

若干名の奉仕者により、湯茶を無料接待する。

基本設計

出口正順・中島龍彦 (都市科学研究所)

実施設計 四天王寺復興部 工事々務所  
藤川晴利 石本有輝 青木正之

提供者名称 財団法人全日本仏教会  
会長 大谷光陽  
理事長 来馬道断

実行機関 日本万国博参加実行委員会  
委員長 来馬道断  
(企画、運営、渉外、財務各部で構成)

事務総局 東京都中央区築地三―十五―一(築地本願寺内)  
電話代表〇三―五四一―〇三二三

万国博施設参加の意義について

\*\*\*\*\*  
全仏理事長 来馬道断

昭和四十五年、アジアにおける最初の万国博  
がわが国で開かれる事になり、全日本仏教会はこ  
れに対する協力をどのようにするか、四年前から  
調査研究がなされてきた。特にカナダ、モントリ  
オールの万博を当時理事長であった豊原大潤師が  
宗派の総長として渡米された機会に、親しく見学  
して帰られるなど、その頃から急速に理事会、常  
務理事會に提案してその対策につとめて来たが、  
出展館は極小のものでも三億円近くで大きなもの  
は十億から五十億以上と、商業ベースに肩をなら  
べることの可否、さらには京都、奈良の仏都をひ  
かえて出展館の必要性の有無、その他諸般の事情

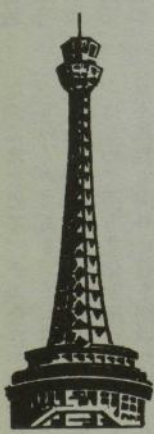
等を考えて出展をしない事に決定した。  
しかしながら万博に協力することは基本的に定  
められているので、その方法については施設参加  
とし、無料休憩所の建設が打ち出されて来たもの  
である。考えるに「人類の進歩と調和」をテーマ  
として開かれる万博は、果して如何なる展開を見  
せるであろうか、通商産業省企業局万博準備室の  
日本館展示説明書によれば、

第一部 むかしを展示する一号館には、日本文  
化のあけぼのの輝かしい広がりを示し、南都七大  
寺、飛鳥、天平、百済観音、法隆寺等のシルエッ  
トを見せ、音楽は残響を伴った鐘音を用え、東大

寺大仏蓮弁の仕様、東寺、高野山或は禪庭、四季  
山水等に声明を交えた。法悦境を展開するなど、  
数多くの仏教が展示されるのであるが、これらの  
仏教がどのようにして現代に進歩と調和をもたら  
したか、更に未来に向って約束されるものは何か  
を提起しなければならぬと思う。

万国博が、史上最大を実現するため、各国に対  
してその参加を呼びかけていると同じく、国内の  
各方面に協力を要請して来たが、政府自らも、一  
号館に、日本文化のあけぼのに表現される一連の  
仏教的な流れを大きく採り上げられることや、美  
術館に収められる数多くの仏教的遺産については  
仏教者の深いよろこびといわなければならぬとい  
同時に仏教者が内外に「何をなすべきか」を今こ  
そ真剣に考えるときではないか。

遺産の上での安住は、すでに過ぎ去った。法輪  
を転ずるものは果して自であらうか他であらうか  
また、広大な万博の会場は、全部について見る  
には一週間から十日間を要するとされているが幾  
人がこの課題に答えられるであろうか、マンモス  
会場で、つかれた人々に、憩の場を与えて、身心  
をやすすことは、全仏がなすべきことの最も適切  
な方途であるとの考えから施設参加として無料休  
憩所「法輪閣」建設にふみきったものである。  
各宗派、各都道府県仏教会の心からのご協力を  
切に御願する次第である。



# 日本館(政府)

## 日本仏教文化を紹介

### 展示説明

#### 第一部 むかし

##### 第一号館 「歴史」

### 設計概要

中央の「導入部」をとりまくようにして約一周半のらせん状の空間が、古代から現代に至る日本の歴史の展示場である。こゝは奈良時代、平安時代、鎌倉・室町時代、安土・桃山時代、江戸時代、明治からの百年という、大きな時代区分により、主として文化の発展を中心に、各時代のふん囲気特徴的にとりあげた構成の中に展示する。

#### 一、国土と神

導入部をくぐりぬけると、そこは白い砂の反射を感じさせるような明るい空間に一変する。正面にはゆるやかなスロープがありその中央には青く澄んだ青空をバックに日本在来の神道を象徴する白木の彫刻がそびえ立っている。

左手壁面には、日本への仏教伝来の経路を示す図解パネルが構成され、照明は明るく、ホリゾン卜はできる限り奥行を出し静寂な中にも日本文化のあけぼのの輝かしい広がりが出出されている。

#### 二、朱塗の柱

「国土と神」の広い空間から人々は右手の階段を上る。そこには新鮮な色彩の雄大な朱塗の柱が林立する。それは、南都七大寺を中心とする飛鳥、天平の力強い文化を象徴している。そのそれぞれの朱塗の中央部は透明なアクリルの円筒になって、百済観音をはじめとする飛鳥から平安に至る時代の仏像が安置されている。柱上部は濃い青空にまで達しており限りない発展を暗示するようである。右手の壁面には鉛色の灯を透かせて法隆寺灌頂幡が美しいシルエツトをみせている。

音響は残響を伴った鐘音とし照明は柱の中の仏像や展示物への集光に限定した間は、や、暗く宗教的ふん囲気を盛り上げる。

朱塗の柱群の突当り正面には巨大な東大寺大仏蓮弁が配置されている。(大仏蓮弁上下六弁のうち、上部の三つの蓮弁には美しい毛彫が施されている。)この三弁が見上げる位置におかれ、その上方には東大寺大仏の正面および側面が静かにフェイドイン、フェイドアウトしている。

#### 三、堂内と絵巻

蓮弁下のドームをくぐると薄暗い密教の堂内になっている。中央天井には東寺をはじめとする曼荼羅絵図がカレイドスコープの手法によって無限に展開されるのを仰ぎみることが出来る。堂内は三つの曲壁で構成されており、Aの曲には高野山山岳写真、地獄草紙が展示され、その前には赤不動明王がスポットをあびている。Bの曲壁の表には源氏物語絵巻がそれぞれ帯状に展示され平安の庶民、武士、公家が紹介される。また、平治物語絵巻の前には刀剣、冑鎧が置かれ、その裏面は平家納経、三十六人集で構成した日本のかなの誕生が紹介される。また、堂内の音響は指向性スピーカーで声明を流し、法悦の境にひたる事が出来る。

#### 四、禅庭と南蛮

堂内の天井が切れ、ゆるやかな王朝風の階段を降りると黒、灰、白といった水墨画の無彩の世界がひらける。床には四つの切り穴があつて、斜めに突き立ったミラーパネルは禅庭が写っているのが見える。つまり、この切れ穴の階下には室町の代表的な庭が構成されていてあらゆる角度から美しい禅庭を俯瞰することができるのである。ミラーパネルの四つの背面は雪舟の四季山水図となつていて春夏秋冬に展開する。左手壁面の墨跡の一字は禅の精神を感じさせ、宋文化の日本化を象徴する空間となつている。

無彩のフロアーの中央部が階段の上部まで突き出ている、そこには色彩的な南蛮屏風を觀賞することが出来る。(この突き出し床が実は逆の方からふり返つてみると、南蛮舟を形成していて青海波カーベツトを敷きつめた階段を降りるにしたが

がつてはじめて、その全容が明らかになつていくのである。) 室町末期から戦国時代への展開は、同時に日本(東洋)がはじめて西方文化と接した時であり日本民族も海外に目を開いた時である。これを象徴するのは、空間の拡大と海を感じさせる床(青海波カーベツト)それにこゝに突き出ている南蛮船の造形である。この南蛮船の対面には、鉄鉾を打つた二条城大手門が置かれる。これをぬけるとそこは一面の黄金の世界である。この金の空間は極めて光沢ある黄金色と、深く沈んだ金色の二にからなつていて前者は主として天井パネル、後者は両側の屏風状の壁面に使われ、その華麗な乱反射は安土桃山文化の豪壮と絢爛を象徴している。壁面には永徳の唐獅子、久蔵の桜、等伯の楓といった桃山時代の代表的な障壁画、天井には西本願寺の格天井のわずかなパターが紹介される。屏風パネルの一端はショーケースとなつていて茶の湯道具、能面などが展示され、ユニットパネルには能衣裳、扇面、立華などがとりつけられている。奥左手のコーナーは豊国祭礼図をはじめとする洛中洛外図の中から、特に庶民のエネルギーを感じさせる部分を抽出し、桃山時代の生命力に満ちたダイナミックなパネル構成を展開させる。室内はきわめて明るく太鼓や小鼓や鋭い笛の音が能楽の間をもつて聞えては消える。



# 万国博 特別会計決る

全仏では、日本万国博施設参加のための特別会計予算を関係機関種々協議して次の通り決定をみた。(昭和四十四年四月一日より同四十六年三月三十一日二年間)歳入出入予算高三四、一五四、〇〇〇円。歳入の内訳として、宗派拠出金一五、八四四、〇〇〇円、地元一〇、〇〇〇、〇〇〇円、団体一、〇〇〇、〇〇〇円、特別拠出金五、二〇〇、〇〇〇円、寄付金二、〇〇〇、〇〇〇円、その他。歳出は建設費二〇、〇〇〇、〇〇〇円、運営費七、〇〇〇、〇〇〇円、事務所費五、七〇〇、〇〇〇円が主な支出である。

又、速やかに実行するため、「日本万国博覧会施設参加実行委員会」を設置し「同委員会規定」「委員」は次の通り。

## 実行委員会規程

第一条 この規程は、一九七〇年度第二十八回日本万国博覧会に参加するため財団法人全日本仏教会(以下「全仏」といふ)内に、日本万国博覧会参加実行委員会(以下「この会」といふ)、略称を万博実行委員会という)をもうけることを規程する。

第二条 この会は、日本の仏教が万国博覧会において、世界各国国民に仏教文化を通じてその真髄を知らしめるための施策を企画し、実行することを目的とする。

第三条 この会に次の役員をおく。

委員長 一人  
委員 十人以上二十人以内(うち常任委員若干人)

二、委員長は全仏理事長をもつてあて  
三、委員は全仏加盟諸団体のうちから推薦されたものをあてる。  
第四条 委員長は、この会を代表し、会務を総覧する。

二、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ指名された常任委員が、その職務を代行する。  
第五条 常任委員は、小委員会主査がある。

二、常任委員は、常任委員会を組織し、この会の業務のうち緊急を要する事項および特に必要と認められた事項を議決し執行する。

第六条 委員は、委員会を組織し、この会の業務を議決し執行する。

第七条 この会に小委員会をおく。  
二、小委員会は、この会の業務のうち企画、渉外、運営および財務につき委員長の諮問に応ずる。

三、小委員会は、委員長が招集する。  
四、委員は、小委員会各部門の何れかに所属し、主査を中心として事務にあたるものとする。

第八条 役員および職員は、日本万国博覧会が終了するまで在任するものとする。

二、万一、全仏における役職または自己の所属する団体の役員、およびこの会

の役職をそれぞれ辞任しなければならぬときは、後任のものにその役務と残任期間を引継ぐものとする。

第九条 この会の事務を処理するため全仏事務総局内に事務局をもうける。  
第十条 事務局につきの職員をおく。

事務局長 一人  
次長 一人  
総務 若干名  
部長 四人  
課長 若干名  
書記 若干名

二 事務局長は、全仏事務総長を、次長は、全仏関西事務総長をもつてあてる  
三 総務は、全仏事務局長の長ならびに関西事務局長の各部長をもつてあてる  
四 部長は、全仏事務総局長の部長をもつてあてる  
五 課長および書記は、全仏事務総局および関西事務局長の主事および書記をもつてあてる  
第十一条 役員、主査、小委員および職員は、委員長が委嘱する。  
第十二条 事務局に企画部、渉外部、運

日本万国博覧会施設参加の無料休憩所は「法輪閣」として建設し、これを提供することになった。万博参加の方法は、出展、施設、営業、催物等の種類があるが全仏としては、催し物や営業の参加は出来ないし出展も成案が無く、施設参加に落着いたものであるが、他の無料休憩所施設から見ても極めて出色のものである。先ず建築様式が日本式の木造であり、基壇を下げてさわがしい周囲から隔絶した静寂さを保つように配慮されるし、樹木等の植込みも特に入念なものが求められる。万博協会としては、当初は基本的な考え方に必ずしも意見の一致を欠いたかのようであったが、全仏に於ても、四年もの間、意見の一致をはかり、遂に「法輪閣」の建設に決定した以上は、万難を克服して小さくとも実のある施設を

## 「法輪閣」建設に協力を

全仏事務総長 稲田 稔 界

提供して運営にも是非成功を収めるため鋭意努力を重ねるが特に財政的には全仏教寺院の協力を頂かなければならない。財政措置は加盟の各宗派、都道府県仏教会、各団体に一応の御協力は約束して頂いたが、更に大山名利に懇志を御依頼し関西地域の近畿の御寺院には特に府県仏教会を通じての拠出金を依頼している、着工を六月に、完工を十二月に、更に開館を翌年三月に迫られると、何とも落着いて居れない気ぜわしい毎日である。何にしろアジアで最初の、しかも参加国七十を過ぎず史上最大の万博に、総力を結集出来るか否か仏教会の信を問われることにもなるので、各位の御理解と御協力を切望して止まない次第である。

常任委員 財務委員 事務局長 次長 事務

伊藤勝淳(全仏組織局長) 手島圭二郎(全仏関西事務局) 稲田稔界(全仏事務総長) 巽 寿円(副所長)

常任委員 運管委員 渉外委員

松平実禅(真言宗智山派財務部長) 岡本隆法(和歌山県仏教会副理事長) 山家忠誠(京都府仏教会副理事長)

委員 長 常任委員 企画主査 企画委員

吉田秀映(四天王寺執事長) 山田俊秀(天台宗庶務部長) 永見聖宏(真言宗豊山派)

実行委員

この規定は、昭和四十四年一月二十二日から施行する。

第十五条 この規定を変更するには、全仏常務理事会の議を経るものとする。

第十四条 委員長は、必要によりこの会の議決事項、業務の経過および重要な事項を随時全仏常務理事会に付議し、または報告しなければならない。

この会の経費は、全仏加盟宗派および団体の拠出金ならびに寄付金の収入により、全仏経常以外の臨時会計とする。

総務 日野照護(全仏総務局長) 熊谷雄幸(全仏国際局長) 桜井大乗(全仏文化局長) 川尻 紀(全仏関西事務局) 二本松聖順(組織部長) 大内察爾(国際部長)

総務 奥 博良(教化部長) 柳 了堅(全仏組織部長) 伊東堅純(全仏文化部長) 小沢照喜(全仏国際部長) 阿部顕瑞(全仏総務部長)

檀徒共有名儀のまま放置されてきた寺有墓地の処理についての考察

弁護士 池谷 四郎

開山以来、少くなくとも明治維新以前寺有の墓地として運営されてきている寺院の墓地については、いろいろ複雑な問題が、伏在しています。その第一は頭数や氏名が全然不明確で、何某何十何名共有の墓地として、土地台帳に登録されている墓地のことであります。墓地としての使用の歴史は、古来からの寺有墓地であつて、墓地としての権利内容の実現は一貫して寺有墓地であるのに、土地台帳上の名義は、何某外何十何名共有の墓地としての登録が残っている場合であります。

いときは、いわゆる泰平無事で別にさわぎたてほどの必要もないように見受けられるのでありますが、ひと度区画整理とか、道路の拡張とかいう問題を生じますと、寺院の墓地所有権を承認していない前提に立っているだけに、その寺院とその公共団体との対立は深刻にならざるを得ないのであります。

その第二は、沿革と実体、すなわち権利内容の実現の姿は、旧体依然少しも変化するところがない寺有の墓地でありながら、一部の公共団体で所有権を取得しているという前提に立脚し、「もと寺院境内共葬墓地」という特殊な理念を築き寺院に臨む都、道、府、県があるようであり、この第二の場合は平常何事もな

寺院は宗教団体であるために争訟を好まない傾向があるばかりでなく、明治政府以前における幕府の行政指導も、公事裁判の沙汰は、禁止こそしませんが原則的には敢て争わないよう指導されてきた関係上、今日の時点で考えてみるとどうして明治時代に寺院として権利侵害に対する保護救済手段を尽さなかつたのかと惜しまれる節もありませんが、当時としては、或は止むを得なかつたものがあったかも知れません。しかし永い年月が経過してしまつと、寺院運営の責任者となられる僧侶も若い年代の方が多くなりましょう。従つて先に申し上げた問題に

ついては、問題解決の機会やら工夫やらにつき御研究を願いたいと考え、次第であります。

今はこのような考方に立つて、第一の問題すなわち檀徒何某何十何名共有墓地という、土地台帳の登録がどんな動機で、どんな機械に何時頃登録されるにいたつたか、このような寺有墓地の処理についてはどんな方法をとつたら宜いだろうかという諸点について考証思索の微力をつくし御参考に供したいと存じます。

(第二の問題を折角提示しながら、これを疎外するのかと申しますと、そうではなく、歴史的なひとつの原由が働いてある面では発展して第一の問題となり、そして他の面においては第二の問題に波及するといった関係になるのであります。)

一、寺有の墓地は本来寺院の所有権の対象でありますから、当該寺院の所有であると土地台帳に登録されるべかりしものであります。それが檀徒何某外何十何名共有墓地と登録されたり、または檀徒A、B、C、D共有墓地と登録されている例が多いのです。その数は日本全国の寺院、ほとんど大部分と云つても誇大ではないかのごとく考えられます。その筆頭檀徒は、登録当時の檀家総代がこれにあたり名義を寺院に貸与しているかの如く理解されるのであります。

二、全国の寺院が、寺有墓地についてこのような所有名義の仮装を急いで実施したのは明治八年の中頃と考えられ、地租改正事務局が地租改正事務の執行に際し、寺有墓地が事実上、上知(没

取)の対象にされようとしているとき  
民有地だという証明があれば上知の対  
象から外されるものとされたからのこ  
とであります。この禮徒共有墓地名義  
の設定ということは必ずしも民間側  
の発意により出発したというに止まら  
ず、地租改正事務局末端の行政指導が  
そのように行なわれたものとして考え  
られないのであります。PRの不充分  
であった明治八年当時にかくも全国的  
にひろく行われたということ、そして  
宗派を超越して行われた点から考えて  
も民間寺院側の発意ということより、  
むしろこのような行政指導が行なわれ  
たもののごとく想像されるのでありま  
す。

思うに明治八年当時の新興官僚は、  
まだ法人という理念には熟していなか  
ったので、寺院が財産を所有すること  
を否定まではしなかつたでしょうが、  
寺有の墓地というに至っては、それを  
墓所として使っている禮徒の共有と理  
解したほうが、「民有の証明のある土  
地」という条件にもあてはまり、権利  
帰属の理念にも合格するからと考えて  
そのような行政指導を行ったものであ  
らうと推測されるのであります。

三、地租改正事務局という官庁は、明治  
八年三月二十四日太政官布告第三十八  
号を以て「内務大蔵両省間ニ地租改正  
事務局ヲ置き地租改正に關スル一切ノ  
事務ヲ管掌セシメ候条此旨相違候」と  
発令されております。

この地租改正事務局の性格がどんな  
ものであつたかは重要な問題でありま  
す。明治財政史によると、「今既ニ  
地租改正条例ヲ実施セントスルノ時ニ  
際セシカバ益々地所処分方法に關スル

規則ヲ制定スルノ必要ヲ生セリ。然シ  
トモ一朝一夕ニ之ヲ制定スルハ到底至  
難ノ事ナルカ故ニ地租改正ノ条令頒布  
後暫ク旧慣ニ拠リシカ漸ク明治八年  
五月二十日乃至地租改正事務局ハ地  
租改正条例細目を規定スルト同時ニ地  
所処分規則ナルモノヲ制定シ之ニ基  
キ地方官協議ノ上調査スルコトトセリ  
(第五卷四九四頁)と言っているの  
であります。爰で誤りやすい問題点が  
あるのであります。「地所処分規則」  
というのは、地租改正事務局が制定し  
た法規に代る規則ではありません。古  
い時代のことでありますから、立証不  
充分のこともありましてか、裁判所も  
この地租改正規則を法規に代る制令  
だと誤認した事例がありますけれども  
地所処分規則は地租改正事務局自か  
らがその点を肯定している事実があり  
ます。

四、地租改正事務局は、開設当初にあつ  
て二つの議定書を作成しました。議  
定書でありますから執務の方針に關す  
る決議書のようなものと云つて差支え  
ないと思ひます。(1) その一は「地租  
改正条例細目」で、その構成内容は、  
一、出張官員心得。二、土地丈量。  
三、地番号。四、耕地収獲検査。五、  
地価調査。六、米麦豆価値。七、利子  
種肥代。八、村費。九、荒地の事。の  
九項目につき事務局の方針を定めまし  
た。

(2)、他の一は「地所処分規則」であ  
りましてその構成内容は、一、処分  
網領。二、開墾地。三、山林原野林  
場。四、道路堤塘。五、養水溜池井  
手敷。六、墓地(あとで七、社寺の  
の項が追加補充されたものと解され

ます。)各処分の事を定めたのであり  
ります。  
爰に議定書の全文を挙げることは致し  
ませんけれども、各議定書の内容を検  
討してみますと、地租改正事務局が、  
その事務を執行するにあつて必要な  
根本方針を決定するのが主眼であつた  
ように解されます。地租改正条例  
細目はその内容、その構成からみて、  
地租改正事務局担当公務員に対し執務の  
方針を明示して行政上の執務心得とし  
たに止まり、国民の権利義務を直接に  
規律する法規範の性質を持つていない  
と申さねばなりません。

五、地所処分規則も地租改正事務局担当  
公務員に対し、その取扱いの対象とな  
る土地に対し、「当局派出官員心得」と  
して指導方針を示めたものであるに  
止まり、従つて国民の権利義務を直接  
規律する法規範とは申せません。

イ、明治十年十一月十日神奈川県から  
地租改正事務局に対する伺申、社寺地  
処分の儀ニ付テハ追々御達ノ次第モ  
有之候処就中現境内地ノ儀旧檢地帳  
ニ社寺名受ニシテ高内引相成候地所  
処分方御局派出官員心得書地所処分  
規則第七章第二節第一条但書二掲  
レバ云々以下略

ロ、これに対する指令には「伺之趣旧  
三瀧県へ指令ノ通可相心得事、但當  
局派出官員心得書地所処分規則第  
七章第二節第一条但書ノ儀ハ既ニ九  
年三月更正相成候。其左右心得書中  
ニハ往々更正相成候儀モ有之候間一  
々定例ニハ不相成儀ト可相心得事」  
と答えているのであります。  
地租改正事務局自から「一々定例に  
は相成らざる儀と相心得可事」と云つ

ている応答の状況から考えても、後世  
の法律家が、地所処分規則を不用意  
に法規に代る規制としての効力がある  
もののように觀察することには賛成す  
ることができません。

地租改正事務局の最高責任者は事務  
局開設以来大久保利通が総裁に就任し  
ていたのであります。大久保利通の遭  
難は明治十一年五月十四日でありま  
すから。先に挙げた明治十年十一月神奈  
川から同局に伺が出され、指令が発せ  
られた当時は、未だ大久保利通健在々  
職中のことであります。従つて後任者  
のために前任者の意向が無視されたの  
ではないかなどという危惧はありませ  
ん。

従つて地所処分規則のどのような  
規準によつて前述した行政指導が行な  
われたかを検討してみたいと思ひます  
(全日本仏教会法律顧問)

印刷一般

文平社

中央区日本橋蠣殻町 1-1-2  
TEL (666) 3473  
(668) 2665

### 全仏副会長に

#### 豊山派管長平林宥高師を推戴

#### 全仏理事会

去る五月二十二日築地本願寺会議室で理事会を開催。全仏副会長長岡慶信師の真言宗豊山派管長退任に伴って、全仏副会長を辞任。後任に、平林宥高師（真言宗豊山派管長）の推戴を決定。尚、当日の理事会では、昭和四十三年度財団法人全日本仏教会事業報告、歳入歳出決算を承認された。又、国際部長近藤隆敬師の、智山派参拝部長就任のため、後任国際部長小沢照喜師の任命を承認。

### 全仏常務理事会

#### 万博常任委員会

#### 合同会議

去る六月十日大阪津村別院で万博施設参加実行委員会常任委員会並びに全仏常務理事会を開万博施設参加正式申し込み、契約、建築業者の選定について、合同で協議する。

### 組織専門委員会開く

来る十三日東京本願寺会議室において組織専門委員会（委員長鈴木敏範師）を開き、第十七

回全日本仏教徒会議成田山大会の運営、檀信徒専門委員会のことについて協議する。

### 麻布照海

の両師に

### 間野敬重

#### 藍綬褒章

来る四日首相官邸で、麻布照海（元全仏事務総長・現在本願寺法式部長）間野敬重（全仏理事・大阪府仏会長）の両師は、民生委員、保護司としての業績で藍綬褒章が授与され、その伝達が行なわれ、続いて皇居で授章式が行なわれる。

### 新潟県仏役員会

再発足した新潟県仏教会（会長安藤寿雄）では、さる五月二十九日新潟市西堀通八番町勝楽寺において役員会を開催し、第十六回全日本仏教徒会議開催の件や、その他重要事項について審議した。

### 山梨県仏役員会

さる五月二十七日山梨県仏の役員会が開かれ、本年度の事業

について種々協議した。

### 孝道教団使節団

#### 南ベトナムへ親善訪問

孝道教団では、統理岡野正道師を団長に、世界仏教奉仕会創立式典、世界僧伽会議総会への出席を機会に南ベトナムを親善訪問する。副団長に岡野貴美子副統理、他に四宮正音、竹村日出夫、安藤正晃、秋好正隆、寺岡千恵子の五氏が参加し、六月七日羽田を出発する。

### インデラ・ガンジー首相来日

#### 全仏で歓迎会をひらく

インドのインデラ・ガンジー首相一行は国賓として六月二十三日わが国へ訪問されるが、全仏では国際仏教交流協会と共催のもとに、二十五日午後七時三十分より横浜市鶴見大本山総持寺において三百余名出席のもとに歓迎会を開くことになり、目下実行委員会において準備をすすめている。

### 宗派・県仏人事（就任）

#### 臨濟宗妙心寺派宗務本所

宗務総長 江西 覚 堂

総務部長	台 宣 雄
教学部長	土 方 紹 篤
財務部長	服 部 宗 源
社会部長	高 橋 惠 峻
花園会	野 口 浩 堂
法務部長	石 河 南 嶺
法華宗陣門流宗務院	
管 長	中 沢 襄
黄蘗宗々務本所	
財務部長	永 田 泰 嶺

大本山総持寺（曹洞宗）  
監 院 村上 道 隆  
真言宗豊山派宗務所  
管 長 平林 宥 高

全仏辞令（任免）  
（任）国際部長 小 沢 照 喜  
（免）国際部長 近 藤 隆 敬

### 全国寺院名鑑完成

- 内容
- ① 全国寺院名簿（全国約七万五千ヶ寺の寺院名、宗派名、所在地を行政区画別に記す）
  - ② 著名寺院並に由緒等掲載寺院名鑑
  - ③ 海外寺院名簿
- 以上三部を一冊に集録

■ 申込と問合せは  
全日本仏教会寺院名鑑刊行会（東京都中央区築地三の十五の一本願寺内）  
電話東京 五四一—〇三  
一三  
価格 二三、〇〇〇円

